

Q&Aと事例にみる

みなし贈与・みなし譲渡

— 生前対策の課税リスク —

編著 TAXパートナーズ税理士法人
山口 満 (税理士・公認会計士)
清水 希江子 (税理士・行政書士)

新日本法規

Q3 みなし贈与・みなし譲渡の判断基準は



財産の移転において低額譲渡となる場合には、みなし贈与やみなし譲渡として課税の対象となることがありますが、みなし贈与やみなし譲渡とはどのようなものでしょうか。



【みなし贈与】相続税法上の贈与とは、原則、民法上の贈与に該当するものですが、みなし贈与とは、課税の公平性を図るために、例外的に実質的に同じ効果が得られる財産を取得又は経済的利益を享受した場合に、贈与とみなして贈与税を課税するもので、相続税法に5つ規定されています。みなし贈与は、個人から個人への取引で財産又は経済的利益を受けた者（移転先）に課税されます。

【みなし譲渡】みなし譲渡とは、個人から法人への譲渡のうち通常取引価額と比較して著しく低い価額の対価（時価の50%未満）による譲渡について、課税の公平を図るために、時価で譲渡があったものとみなされ、譲渡人（移転元）に課税されるものです。

解 説

1 みなし贈与とは

相続税法上の贈与とは、原則、民法上の贈与に該当するものと解されていますが、みなし贈与とは、贈与税の負担の公平を図るため、例外的に実質的に贈与の性質を有する財産等の譲受けに対して課税する趣旨で下記①から⑤までのとおり相続税法に規定されている制度で

す。みなし贈与は、財産又は経済的利益が無償で移転している場合に課税されるもので、その財産又は経済的利益につき反対給付がある場合には、みなし贈与とはならない点に留意が必要です。

- ① 生命保険金等（相税5）：生命保険金等の保険料負担者と保険金受取人が異なる場合に、受取人において生命保険金等受取りにつきみなし贈与課税されます。
- ② 定期金（相税6）：個人から定期金を受け取る場合に、受取人において定期金につきみなし贈与課税されます。
- ③ 低額譲渡（著しく低い価額の対価での譲渡）（相税7）：個人から著しく低い価額の対価での資産の譲受けがあった場合に、譲受人においてその財産の時価と対価との差額につきみなし贈与課税されます。なお、著しく低い価額の定義規定はありません。
- ④ 債務免除等（相税8）：個人から債務免除等を受けた場合に、債務者においてその債務免除益等につきみなし贈与課税されます。
- ⑤ その他の経済的利益の享受（相税9）：個人が上記①から④まで以外のその他の経済的利益を享受した場合には、その利益を享受した者においてその経済的利益につきみなし贈与課税されます。

2 みなし譲渡とは

みなし譲渡は、譲渡した側の値上り益の清算の課税により、未実現のキャピタル・ゲインに対する無限の課税繰延を防止し課税の公平を図ることを目的として（金子宏『租税法』272頁（弘文堂、第24版、2021））、個人から法人へ無償又は著しく低い価額の対価で資産を譲渡した場合に、時価で譲渡したものとみなして課税されるものです。

① 個人から法人への譲渡

無償又は著しく低い価額の対価（時価の50%未満）の譲渡の場合には、移転元である個人は、時価により譲渡があったものとみなすこと

とされ、譲渡所得（未実現のキャピタル・ゲイン）について所得税が課税されます（所税59①二、所税令169）。

② 限定承認での相続

相続人が限定承認（被相続人の負債を積極財産の価額を限度に相続）で相続した場合には、被相続人が相続人に時価で譲渡したとみなして所得税が課税されます。相続財産の清算手続において換金性がある財産は換価されるため、相続財産を売却した効果と同じくキャピタル・ゲインが実現することから、時価での譲渡とみなされます（所税59①一）。

3 個人間の譲渡におけるみなし譲渡の読替規定

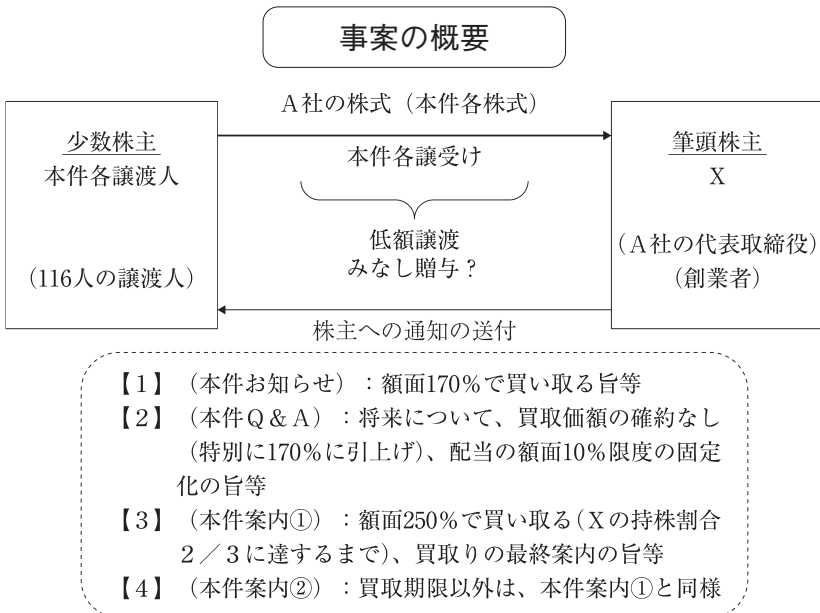
譲渡所得の損失は、所得税計算において他の各種所得の金額と損益通算できるため、時価の50%未満の対価での譲渡により損失が生じた場合には、その損失はなかったものとみなされる規定があります（所税59②、所税令169）。

4 みなし譲渡に係る消費税の取扱い

みなし譲渡に係る消費税についての取扱いは、基本的に時価での課税となりますが、詳細の説明について本書では割愛します。

[事例17] 代表取締役が少数株主から低額で非上場株式を譲り受けたことにつき、取引当事者間に特殊な身分関係が存在しない場合であっても著しく低い価額の対価で財産の譲受けが行われた場合には相続税法7条が適用されるとされた事例

【東京地判平19・1・31税資257（順号10622）】棄却



- ① 原告Xは、A社の代表取締役、創業者、かつ、筆頭株主である。
- ② Xは、合計116人の譲渡人（以下「本件各譲渡人」という。）から、A社の株式（以下「本件各株式」という。）を取得した（以下、この本件各株式の取得を併せて「本件各譲受け」という。）。
- ③ A社は、その株主に対し、本件お知らせを送付した。本件お知らせ

せには、株式買い上げの比率を額面の170%にしたい旨、この比率はあくまでも今期配当金支払前までの比率で、配当金支払後のお買い上げは約束できない旨等の記載がある。

- ④ A社は、その株主に対し、本件お知らせを送付してから約1か月後、本件Q & Aを送付した。本件Q & Aには、株式の引受けはA社の代表取締役であり、かつ、筆頭株主であるXが行う旨、A社の株式の譲渡には取締役会の承認が必要であり、実質的にはXの承認がない限り、株式の売買及び譲渡はできない旨等の記載がある。
- ⑤ A社は、その株主に対し、さらに、本件案内①を送付した。本件案内①には、会社防衛が急がれ、A社の保有割合が3分の2に達するまでの協力を仰ぐことになった旨、買取価額は額面の250%、買取期限、3分の2に達し次第、以後の株式買い上げはせず、今回が最後の案内になる旨等の記載がある。
- ⑥ A社は、その株主に対し、その後、買取期限を変更して本件案内①同旨の内容が記載された本件案内②を送付した。
- ⑦ Xは、本件各株式の買取りの申込みに応じた本件各譲渡人に対し、本件各譲受日に、本件各譲受価額に相当する金員を支払って、本件各譲渡人から本件各株式を買い取った。
- ⑧ 本件案内①及び②の「株券売却申込書」の「額面金額」欄及び「売却金額」欄には、それぞれ、本件各譲渡人に送付された時点で、既に、A社株式の額面金額と売却金額が記入されていた。
- ⑨ Xは、本件各決定処分（ただし、裁決により一部取り消された後のもの）の取消しを求め、本件訴訟を提起した。
- ⑩ 本件訴訟において、Xは、本件お知らせの買受価額である株式の額面の170%という数字は、公認会計士や税理士に相談したものでなく、Xの考えで決めたものである旨等を供述している。
- ⑪ 本件各譲受価額と本件各純資産価額を比較すると、本件各譲受価額は、いずれも、本件各純資産価額の5.7%ないし21.8%にすぎない。

【参考】譲受価額の内訳

	本件お知らせ H 9 .10.16付	本件案内① H10. 3 . 9 付 本件案内② H10. 3 .30付
① 1株当たり譲受価額	850円	1,250円
② ①／額面(500円)	170%	250%
③ ①／純資産価額	5.7%～21.8%	

CHECK

- ☑ 相続税法7条は、取引当事者が、租税回避の問題が生じるような特殊な関係にある場合に限り適用されるものであるか
- ☑ 相続税法7条にいう「時価」の意義及び財産評価基本通達のとる株式評価方法の合理性

当事者の主張

◆納税者の主張

- 1 相続税法7条は、生前贈与を利用した相続税の租税回避が横行したことから、相続税の補完税として贈与税が創設された際、低額譲渡を行う方法により贈与税を回避することを防止する目的から設けられたものである。
- 2 仮に、取引当事者間に特別の関係がない独立第三者間取引について、取引当事者がし意的でなく設定した価額と財産評価基本通達に定める価額との間に差があるとして、相続税法7条を適用して贈与税を課すということになると、取引価額は財産評価基本通達に拘束され、私的自治の原則に基づいた価額設定の自由が奪われることに

なり、自由市場における需要と供給のバランスに従って市場価額が形成されるとする資本主義経済取引を否定することになる。そのような不都合を避けるため、同条を適用する際には、本来の立法目的に従い、取引当事者間に贈与税の租税回避の意図があることを主観的要件とするか、又は、取引当事者間に特別な身分関係が存在しない独立第三者間取引においては、取引価額を当事者がし意的に設定したものでない限り、「著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合」に当たらないというべきである。

- 3 本件各譲受けは、A社の社長と株主という以外には何の関係も持たないXと本件各譲渡人との間で行われたものであって、取引当事者間に特別な身分関係は存在せず、独立第三者間取引に当たる。独立第三者間取引においては、取引当事者がし意的な価格設定を行った場合でない限り、実際の取引価額が真実の取引価値すなわち時価であると認識され、取引当事者間に実質的には贈与があったということとはできない。
- 4 本件各譲受けにおける1株当たりの価額は、Xが提示した買取価額を基に、Xと本件各譲渡人との間のせめぎ合いにより形成された価額である。従来のA社の配当実績、当時の金融機関の金利動向、急成長を始めていた当時のA社の企業価値、A社が新たに海外に事業展開を始めることに伴うリスク、A社が安全な投資先だとして投資した株主の立場及び企業防衛を迫られたXの立場などのA社を取り巻く経済環境及び法律的环境を考慮すると、本件各譲受価額は合理的な価額であった。

◆課税庁の主張

- 1 相続税法7条が譲渡人と譲受人との関係について特段の要件を定めていないこと及び同条の趣旨に照らせば、著しく低い価額の対価

で財産の譲渡を受けた場合であれば、これに対して課税がされないと税負担の公平を損なうような事実がある限り、租税回避を目的とする場合に限定されることなく、また、当事者の関係や譲渡の具体的な意図及び目的を問わずに同条の適用がある。

- 2 本件においては、本件各株式の時価の算定に当たり、財産評価基本通達に定められた評価方法によらないことが正当として是認されるような特別な事情は認められないから、本件各株式は、財産評価基本通達の定めにより評価されるべきである。本件各純資産価額が本件各類似業種比準価額を下回ることから、本件各純資産価額が本件各株式の時価となる。本件各譲受価額と本件各純資産価額を比較すると、本件各譲受価額は、いずれも、本件各純資産価額の5.7%ないし21.8%にすぎないから、本件各譲受けが、相続税法7条に規定された「著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合」に該当することは明らかである。
- 3 財産評価基本通達によらない価額をもって相続税法7条にいう「時価」というためには、取引相場のない株式においても、その価額が、取引当事者間の主観的事情に左右されず、株式の客観的交換価値を正当に反映した価額であることが必要である。本件各譲受価額は、取引当事者間の主観的事情に左右されず、株式の客観的交換価値を正当に反映した価額であるとはいえず、同条にいう「時価」には当たらない。

裁判所の判断

- (1) 相続税法7条の趣旨及び規定の仕方に照らすと、著しく低い価額の対価で財産の譲渡が行われた場合には、それによりその対価と時価との差額に担税力が認められるのであるから、税負担の公

平という見地から同条が適用されるというべきであり、租税回避の問題が生じるような特殊な関係にあるか否かといった取引当事者間の関係及び主観面を問わないものと解するのが相当である。

- (2) 相続税法7条は、著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた者の担税力の増加に着目し、それ自体に課税するものであるから、取引当事者間の関係及び主観面を問わないものと解すべきであるし、独立第三者間取引において同条が適用されるからといって、そのことにより、直ちに一般市場における取引価額が財産評価基本通達に定められた価額に拘束され、価額設定の自由が奪われるというものではない。
- (3) 本件各譲受日において、XはA社の代表取締役であり、かつ、A社の発行済株式の半数近くあるいは過半数を所有していた筆頭株主であり、実質的にXの承認がなければA社の株式を自由に売することは困難であるか、又は不可能であったことからすると、本件各株式の売却に関して、Xの方が本件各譲渡人に比べて圧倒的に優位な立場にあり、Xと本件各譲渡人とは、売却時期及び売却価額等の売却の条件を対等な立場で交渉できるような関係ではなかったものというべきである。
- (4) Xは、本件における買取価額は、公認会計士や税理士等の専門家に相談して決めたものでも、財産評価基本通達に定められた評価方法を基に算定したものでもなく、Xの大体の感覚で決めた旨を述べており、Xが買取価額の設定をする際に何らかの合理的な方法に基づく計算を行ったという事実は認められない。また、A社の株式は、Xの買取りの申出による売買以外の取引はほとんど行われていなかったものと認められ、本件各譲渡人が、A社の株式の客観的な交換価値を把握するための情報を入手していたとは

言い難く、その客観的な交換価値を把握することは困難であったといえる。

- (5) 本件各譲受けは、終始Xの主導で行われたものであり、本件各譲渡人は、Xと対等に売却価額等売却の条件について交渉できる立場になかったものと認められるから、本件各譲受価額が、本件各譲渡人とXとの間でのせめぎ合いにより形成されたと認めることはできない。Xと本件各譲渡人との関係、本件各譲受けに至る経緯及び本件各譲受価額が形成された過程に照らすと、本件各譲受価額が、当事者間の主観的事情に左右されず、当該株式の客観的交換価値を正当に反映した価額であるということとはできない。本件各譲受日における本件各株式の時価は、原則どおり、財産評価基本通達の定める方法によって評価すべきものである。
- (6) 相続税法7条の「著しく低い価額の対価」に該当するか否かは、社会通念に従って判断すべきところ、本件各譲受価額は、本件各純資産価額の5.7%ないし21.8%にすぎないのであるから、本件各譲受けは、同条にいう「著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合」に当たるといえるのが相当である。

ポイント

相続税法7条について、租税回避行為が課税要件となるかについては、「相続税法7条の趣旨及び規定の仕方に照らすと、著しく低い価額の対価で財産の譲渡が行われた場合には、それによりその対価と時価との差額に担税力が認められるのであるから、税負担の公平という見地から同条が適用されるというべきであり、租税回避の問題が生じるような特殊な関係にあるか否かといった取引当事者間の関係及び主観面を問わないものと解するのが相当である。同条を適用する際には、

なお、譲受価額の純資産価額（時価）に占める割合が判示されています。社会通念での判断の一要素として割合も検討する必要があるものの割合のみで判断されたのではなく、総合的に事実関係を勘案して判断していると考えられる事例です。

納税者の主張	① 相続税法7条は、贈与税の租税回避の意図を主観的要件とする ② 本件各譲受けは、独立第三者間取引に該当し、実際の取引価額が時価である
課税庁の主張	① 相続税法7条は、租税回避を目的とする場合に限定することはない ② 本件各譲受けに係る時価は、純資産価額が類似業種比準価額を下回るので純資産価額
結 論	課税庁の主張を認定
判断のポイント	① 相続税法7条は、租税回避の問題や主観面を問わないものと解するのが相当 ② 本件各譲受価額は、当事者間の主観的事情に左右されており、本件各譲受けに係る時価は、原則どおり、財産評価基本通達の定める方法によって評価（純資産価額）
備 考	譲受価額の時価に占める割合が示されているが、社会通念での判断の一要素としてとらえるべき

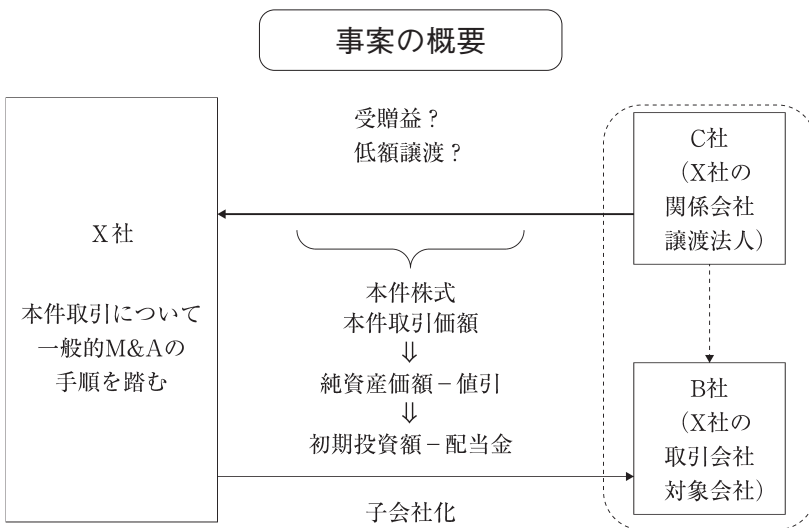
【参考判例等】

○従業員持株制度により従業員株主から元代表取締役である支配株主が額面で株式を取得したところ、本件株式の評価は純資産価額方式によるのが相当であり、額面金額による譲受けは低額譲受けに該当するとして贈与税が課税された事例（仙台地判平3・11・12税資187・64）（[事例14]）

第4 法人から法人への移転

[事例32] 法人が関係法人から自社の取引会社の全株式を取得したところ、同株式の取引価額は時価に比較して低廉であるとして当該取引価額と時価との差額は同社に対する受贈益とされた事例

【平22・9・1 裁決（大裁（法）平22-16）】一部取消し



- ① 請求人X社は、関係法人であるC社から、B社の本件株式を譲り受けた（以下「本件取引」という。）。
- ② B社の株式は、法人税法上の上場有価証券等以外の株式であり、相続税法上の取引相場のない株式である。
- ③ 本件取引は、一般的なM&Aによる手順を踏んだ（具体的な手順については裁決文参照）。本件株式の取引価額（以下「本件取引価額」

という。)は、本件取引の過程で作成された調査報告書に基づく価額である。

- ④ X社は、本件取引に伴い、本件取引価額を子会社株式として資産に計上し、本件事業年度に係る法人税を期限内申告した。
- ⑤ 課税庁は、本件株式の時価は、財産評価基本通達179(3)(小会社方式)に準じて計算、本件取引価額は時価に比して低廉であるから、本件取引価額と時価との差額は、C社からの受贈益に該当し、本件事業年度の益金の額に算入されるとして原処分をした。

CHECK

- 形式上M&Aの手順を踏んだ譲渡に係る本件取引価額は、当事者及びその関係者との関係を踏まえても通常の第三者間で行われる取引価額と認められるか

当事者の主張

◆納税者の主張

- 1 本件取引は、通常の第三者間で行われる取引と同様に交渉が行われたもので、本件取引価額は時価に比して低廉ではない。
- 2 X社は、B社の買収を検討した。X社は、法務・財務面の査定を行った上、取引交渉を経て本件取引価額を決定し、取締役会での承認を行い、契約の成立となった。
- 3 X社では利益相反取引になる関係者を取締役会から退席させた上で同会の議決を行うなど、本件取引価額は、X社の取締役が善管注意義務及び忠実義務に従い、売主と真摯に交渉を行い、十分な調査・検討を行った上で決定したものであり、通常の第三者間で行われたのと同様の取引価額である。

- 4 本件株式の取引交渉は、調査報告書によって算定されたB社の差引純資産価額に含み益額、利益処分賞与額、本件取引までの純資産増加額を合計した金額から値引交渉4ポイントから生じる相当な値引額及び本件株式を所有していたC社がB社より受領した配当金を差し引いた額を基に行った。
- 5 X社は、当該価額で取引交渉を開始し、相手側から価額の提示があり、その額がX社の申出金額とほぼ近似していたため、申出価額で本件株式を取得することとした。
- 6 値引き交渉ポイントは、X社が、企業や属する業界として4項目（①売上及び利益の不安定性及び業界の低成長性、②経営トップの引退懸念、③競合メーカーへの年間売上高の減少懸念、④在庫の存在）を列挙しているが、リスク等、純資産価額に現れない項目を加味して、買収価額を算出することは当然のことであり、4項目はいずれも一般的かつ合理的な内容である。

◆課税庁の主張

- 1 本件取引価額は、通常の第三者間で行われる取引とは認められず、本件取引価額は、法人税基本通達2-3-4（低廉譲渡等の場合の譲渡に係る対価の額）等に照らして算定された本件株式の時価より明らかに低廉である。
- 2 本件取引価額は、本件株式の取得価額を回収できる額を基に本件取引価額が決定されていること、当事者間及び当事者の関係者の関係などの取引の経緯より、通常の第三者間で行われる取引価額とはいえない。
- 3 本件株式の取得時における適正な価額は、法人税基本通達2-3-4により準用される上場有価証券等以外の株式の価額を定めた法人税基本通達9-1-13に基づき、本件株式は取引の日前6月間に



新日本法規